

大門良輔議員。

〔13番大門良輔議員登壇〕

○13番（大門良輔）自民党議員会の大門良輔です。

まず、今回の地震に対し、被災をされた方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に御冥福をお祈りいたします。

今回の地震で一番感じたのは、被災地に対する皆様からの温かい真心の数々であります。1月1日に被災をして、2日には各地から被災地に支援物資が届き始め、富山県の募金も11億円を超え、ボランティアも全国から多くの方々が集まり、炊き出しも行われております。また、建設業をはじめ、多くの企業の皆様もインフラ復旧に駆けつけていただき、皆様のお力をお借りしながら、一步ずつではありますが、復旧・復興への歩みを進めてきております。改めて、力をいただいた全ての方々に感謝申し上げます。

まだ時間はかかるかもしれませんが、一日も早く元どおりの生活、なりわいができるよう全力で取り組むこととお誓い申し上げ、質問に入ります。

まずは、地震関連についてお伺いをいたします。

今回の地震で富山県の漁業全体に大きな被害が発生いたしました。各漁港では液状化や亀裂が入り、本来どおりの競りができず、工夫をしながら行っている状況にあります。また、海底に設置したカニかごやエビかごの漁具が見当たらない、定置網や刺し網が破れるなどの被害が出ました。

その中で、2月補正予算において漁具の被害に対する補正予算を速やかに予算化していただき、3月1日のホタルイカ漁に、完全な形ではないにせよ間に合った部分があり、感謝の声を伺っております。

す。

また、漁具のほかにも懸念されるのが漁場の変化であります。今回の地震において富山湾の海底では土砂崩れが発生し、漁場が変化をいたしました。漁師からは、安定して取れていた魚やカニなど、どのような影響があるのか心配の声を伺いますし、実際にカニ漁において、従来どおりの場所にカニかごを仕掛けても、ふだんどおりに入らない漁場が出てきております。カニは流通しているサイズに成長するまでに10年、15年かかると言われており、その漁場において海底土砂崩れに巻き込まれカニが全滅していれば、漁場の回復に10年単位の年月が必要となります。

また、シロエビにおいても、今は禁漁の時期なので状況の把握はできませんが、シロエビの生息地は海底の谷の部分と言われており、カニ同様心配であります。

そこで、富山湾の海底状況について、水産研究所の調査船で漁場の変化を調査し現状を把握する必要があると思いますが、これまでの調査状況も踏まえて、津田農林水産部長に御所見をお伺いいたします。

漁師が海のどの場所で、またどの時期に漁を行うのか決めている権利のことを定置漁業権と言います。規定では5年に一度見直しが行われておりますが、漁を行う場所や漁期に関して、この権利ができてから何十年も変更が行われておりません。「ここはおらっちゃん海だ」というような昔ながらの慣例があり、調整や同意がなかなか得られないことも理解しておりますが、今回の地震で漁場が大きく変化している可能性があることに加え、これだけの海水温の上昇により、漁獲の減少はもちろん、魚の種類の変化や漁期も少しずつ

前倒しになってきております。よって、漁期や網の場所も含め、今が富山県全体として漁場利用の在り方を見直すいい機会ではないでしょうか。

県外では、定置漁業権の見直しを行い、漁獲が増えた地域もあると聞いておりますが、津田農林水産部長に御所見をお伺いいたします。

今回の地震で津波警報が発令され、多くの県民が海から少しでも標高の高いところへ避難したかと思えます。私もそのうちの一人ですが、海沿いの自宅から山のほうへ逃げました。やはり東日本大震災の映像が頭をよぎり、心配だった方も多くおられたのではないのかなと思えます。

そこで、改めて海を見てもみますと、離岸堤が長年の高波の影響で低くなってきている箇所や、老朽化した堤防が散見されます。今回の地震の影響で津波の心配もありましたが、もともと富山県は寄り回り波などで被害もあった県でもあります。県では離岸堤の台帳を更新し、離岸堤の状況を把握、そして老朽化した堤防のチェックなどを行っているところだと思います。

そこで、富山県の離岸堤のかさ上げや堤防の老朽化対策において、今後対策が必要な箇所はどれだけあるのか、また、今回の地震や津波警報を受け、防災・減災の観点からより対策を講ずる必要があると感じますが、市井土木部長に御所見をお伺いいたします。

今回の地震において、能登からの応援依頼を受け、多くの建設業の方々が人材を派遣し復旧に取り組んでいただき、また、骨材など多くの建設土木資材も富山県から供給しているところでもあります。厳しい環境下において復旧に向け最前線で取り組んでいただいた皆

様に感謝申し上げます。

一旦、建設業協会を通じた能登への応援は一区切りを終えたようですが、今後再開されることも予想されます。その中で、富山県も本格的に災害の復旧工事が動き出し、昨年の大雨被害による復旧工事も重なることから、例年以上に公共土木工事の発注が増えることが予想され、土木センター間で職員を派遣し、限られた職員の中で工夫をしながら対応していますが、マンパワー不足は否めず、従来の工事の進捗に影響が出るのではないかと心配をしています。

そこで、今後、公共工事の発注量が増えることが予想される中、マンパワー不足を解消するために、他県からの応援職員を受け入れるなど対応が必要かと思いますが、市井土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、消防団についてお伺いをいたします。

今回の地震で消防団の活躍が目立ちました。地震が発生したことを受け、各地で巡回し、被災状況の確認や避難所運営の手伝いなどを行っておりました。緊急時に家庭の心配もある中、地域のために活動していただいた消防団の皆様に感謝申し上げます。

その中で、津波ハザードマップ上で浸水想定区域内にも消防団の屯所があり、津波警報が出ている中、消防団の待機命令が発動され、屯所に待機し、ポンプ車などで巡回活動を行っていた消防団もありました。その消防団の方に話を伺うと、津波が来るおそれのある中、消防団の待機命令に矛盾と恐怖を感じながらも職務を全うしたと言っておられました。やはり、災害時において消防団の拠点となるのは屯所であり、実際に職務中に被災をしては意味がありません。

東日本大震災の経験からまとめられた消防庁が出した報告書には、

屯所等が津波浸水想定区域内にある場合は、移動等を含めた検討を行うとともに、津波災害時の参集場所について別途定めておく必要があるとされております。

そこで、津波ハザードマップ上における浸水想定区域内に位置している消防団の屯所は何か所あるのか、また、県全体の防災力を底上げするためにも、県として市町村を巻き込んだ対策を講ずるべきと考えますが、武隈危機管理局長の御所見をお伺いいたします。

次に、富山県の経済発展についてお伺いします。

現在、物価が高騰している中、いかにして経済の好循環をつくり賃上げを行っていくのか、非常に大切な課題であります。富山県においても賃上げをサポートする施策も行い、賃上げの動きが出てきておりますし、最低賃金も富山県で908円まで上昇してきました。

その中で、工場などパートを扱う企業から、パートの方は、106万円の壁、130万円の壁と言われるように年収の壁があり、一定の年収を超えると保険料が発生し手取りが減ることや、130万円を超えると扶養控除から外れることもあり、一定の年収を超えないよう調整するので、時給が上がれば上がるほど自然と働く時間が短くなってしまい、働き方改革が進む中、より人手不足が深刻化しているという話を伺い、賃上げと人手不足の対策がうまくかみ合っていない印象を受けます。

そういった状況の中、国のほうで、一定の年収の壁を超えても手取りが減らない年収の壁・支援強化パッケージが昨年からスタートいたしました。2年という時限措置であることや、企業側の申請で初めて施策が実行されることもあり、中小企業までしっかり施策が行き渡るか不安もあります。

そこで、富山県はものづくりの県でもあり、パートを雇用している割合は多い県でもあります。今後、賃上げと人手不足を同時に進めると、いわゆる年収の壁が障害になってくると考えますが、どのような施策を進めていかれるのか、国との連携も併せて中谷商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、未来投資促進法についてお伺いをします。

今年度末に富山県未来投資促進計画の計画時期が終わりを迎えることを受け、新たに基本計画を策定し、国の同意を得て来年度から実施していく流れです。

内容を確認すると、ものづくりがメインだった現在の要件から、農林水産や地域商社、観光・スポーツ・文化・まちづくり、環境・エネルギーと、新たな分野の追加が予定されています。

これまでの未来投資促進法の活用実績は125件、そして2,692億円の投資がある富山県ですから、要件を拡大することで、さらに民間の投資を呼び込むきっかけになると考えており、大いに評価をしております。今後はこの未来投資促進法も活用して、攻めの姿勢で民間の投資を呼び込む働きかけが必要だと感じております。

どちらかという富山県はものづくりの企業誘致は得意ですが、女性が富山で働きたいと思える企業や、外国人観光客を踏まえ富裕層が訪れたいと思う観光目線の企業誘致は最近取組を始めていますが、まだまだこれからだと感じております。

ちなみに、女性が働きたい企業の上位には、109（イチマルキュー）のようなおしゃれなファッションショップや広告関連の企業があるそうでありまして。学生はラウンドワンが欲しいそうでありまして。

企業誘致は市町村との連携も必要だと思いますが、新田知事の人脈、そしてトップセールスも踏まえ、ワクワクするような富山の創造に向け民間投資を促す取組が必要だと感じますが、未来投資促進計画の要件拡大の狙いも併せて新田知事に御所見をお伺いいたします。

新田知事は、今後、新しい社会システムの構築に向け、成長が期待されるAIやカーボンニュートラルをはじめ新産業の育成に取り組み、また、これまでも民間のアイデアや活力を県政運営に取り入れる動きを進めてきました。

そこで、その役割を大きく担ったのが、民間企業のワンストップ相談窓口となる官民連携・規制緩和推進デスクだと感じております。これまでも企業からの相談を年間400件以上受け、県庁と民間企業の距離がこれまで以上に近くなったと感じており、これからも活躍に期待をしております。

実はこの動きが波及し、来年度から滑川市で官民連携推進課ができる予定となっております。

そこで、これまで相談があった内容から実際に動き出したプロジェクトや規制緩和はどのようなものがあったのか、また、新しい社会システムの構築に向け、今後の取組内容と併せて川津知事政策局長にお伺いします。

先日、JAの壮年部の皆さんと意見交換を行いました。そこで話があったのは、今後、令和7年3月までに、各市町村において、おおむね10年後を見据え、誰がどの農地を守っていくのかを決める地域計画が策定されるということです。

しかし、今の農地を守っている方の平均年齢を考えると、10年

後、どのような農業形態になっているのか心配との声が多くありました。今でも農業を辞められた方が出てくると、誰がその農地を守っていくのか、偏った営農や法人に農地を任せて限界が来ている中、実態に即した計画ができるのか心配をしています。

この計画は市町村で策定していくわけですが、ただ行政が色塗りをするのではなく、現場の農業者の意見を取り入れた形での地域計画になるよう、県としても市町村のフォローをお願いしたいと考えますが、津田農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

次に、優しい社会づくりについてお伺いをいたします。

富山県の人口が減少し、いよいよ100万人を切るのも目前となってまいりました。その中で、今年度の予算は、震災を超えて、こどもまんなか社会へ向けての予算ということで、震災のことはありますが、子育て世代に対する負担の軽減や経済的な支援など施策が増えてきました。これからも、子供を産みたいと思える家庭が安心して出産、子育てできる環境の整備に向けて、力強く施策を進めていかなければならないと感じております。

その中で、昨日、谷村議員からも質問がありましたが、今議会において、病児・病後児保育の広域化に関する予算が含まれております。これは、令和6年7月をめどに、全ての市町村ではないにせよ、市町村の枠を超えて病児・病後児保育の広域化が進み、病児・病後児保育の利用向上が進んだことは大きな一歩だと感じておりますが、将来的には全ての市町村で連携し実施することが望ましいと考えています。

そこで、今回提案している病児・病後児保育の広域化の概要と、今後、全市町村で実施するためにどういった課題があるのか、今後

の進め方も併せて松井こども家庭支援監の御所見をお伺いいたします。

次に、医療的ケア児の通学支援についてお伺いをいたします。

これは昨年、支援学校において、学校から自宅まで遠い場合、送迎バスで通学できますが、医療的ケア児においては、何かあった際に、医療行為が必要になるため看護師の常駐が必要となり、送迎バスが利用できず、医療的ケア児の家族が毎日学校まで送迎している状況を受け、取り上げさせていただきました。

その御家庭は毎日子供の送迎をしなければならず、時間が取られ、母親は働きたいけどフルタイムで働けないなど、経済面からも厳しい状況にあります。誰でもひとしく教育を受ける権利があることや、医療的ケア児を持つ家庭の経済的な後押しができる観点から、通学支援は必要であります。

そこで、今回の予算の中で、トライアルとして通学支援308万円をつけていただいたことは大きな一歩につながると感じております。来年度行う通学支援の概要と今後の展望も併せて、新田知事にお伺いをいたします。

次に、学童保育は働く若い世代にとって大切な場所であり、数年前と比べると年々ニーズも高くなってきていると感じております。先日、火爪議員から富山県の学童保育の待機児童が86人いるとの話がありましたが、私の肌感覚では、実際に学童保育に入れなかった人数は県が把握している人数よりももっと多くいると思っております。「3年生で断られる」、「夏休みに預けることができず仕事ができない」などの声を伺っておりますので、支援員の確保など、私からも改めてお願い申し上げます。

その中で、近年増えている発達障害の子供の受入れについてお伺いをいたします。

学童保育に発達障害の子供を受け入れた場合、支援員はどうしても、何かあるといけないので、マンツーマンでその子供のお世話をする必要があり、人員の確保にも苦勞しております。

その中で、学童保育の先生たちは、発達障害の子供に対する知識や研修の機会もなく、自分たちが行っているお世話が本当に正しいのか分からない中、試行錯誤しながら保育を行っている現状にあります。

そこで、現在、発達障害の子供たちが増えてきている中、発達障害の子供に関する研修も追加し、安心して発達障害の子供たちを学童保育でお世話できる環境をつくる必要があると思いますが、こども家庭支援監の御所見をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（奥野詠子）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）大門良輔議員の質問にお答えします。

まず、企業誘致についてです。

地域未来投資促進法に基づく基本計画ですが、これまでは、主に本県の強みであるものづくり産業を対象分野としてきましたが、本年4月1日を開始日とする新たな基本計画では、幅広い分野において高い付加価値を創出する企業の投資を促進するために、農林水産、観光・スポーツ・文化・まちづくり、また環境・エネルギー分野、これらの新しい分野も対象に入れ、現在、国と最終調整を行ってお

ります。

新たな基本計画では、ものづくり分野以外の事業者も、建物や設備の取得に当たり、一定の基準を満たした場合に税制上の優遇措置を受けることができるようになります。特に観光分野においては、昨年7月に高付加価値旅行者向けホテル誘致検討委員会を設置し、宿泊施設の誘致に取り組んできており、今回の対象分野の拡大を生かして積極的に企業の投資を呼び込みたいと考えます。

また、昨年度実施したUターン就職に関する調査ですが、多くの女性が就職活動において女性が活躍しやすい企業を意識したと回答したことを踏まえまして、新年度予算案では、県外の女性活躍に積極的な企業を選び出し、本県の魅力をPRするプッシュ型の誘致プロモーションを行う費用を計上しています。

今後市町村と連携し、地域未来投資促進基本計画の対象拡大も生かしながら、企業立地セミナーにおけるトップセールスなど積極的に誘致活動を展開し、ワクワクする富山県の創造に取り組んでまいります。

次に、医療的ケア児の登校支援についての御質問にお答えします。

特別な教育的ニーズのある子供一人一人が、合理的な配慮を受けつつ、障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を受けるための環境の整備は重要だと捉えております。

これまでも、医療的ケア児が登校し、安心して学ぶことができるよう、在籍する特別支援学校に医療的ケア看護職員を配置してきているところですが、通学に当たっては、通学バスの運行中にバス内で医療的ケアを実施することは困難なことから、通学途中の児童生徒の医療的ケアは送迎する保護者が実施してきているということで、

保護者にとっては負担になっていたと受け止めております。

こうした保護者の送迎による負担を軽減するため、新年度から実施する特別支援学校医療的ケア児登校サポート事業では、タクシーに同乗して医療的ケアを実施する看護師に係る経費を支援することになっています。具体的には、医療的ケア児が利用する福祉タクシーに医療的ケア児の状態をよく把握している訪問看護ステーションなどの看護師が同乗することを想定しています。試行的に実施しながら、活用状況や成果、充実に向けた課題などを把握していきたいと考えます。

今後こうした通学支援の取組や医療的ケア看護職員の配置などを進めて、医療的ケアを必要とする児童生徒も決して取り残すことなく、学びの機会を保障し、より充実するように支援に努めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは3問お答えいたします。

まず、調査船での漁場変化の調査についての御質問にお答えします。

今回の能登半島地震では、漁具、漁船等の被害に加え、水産資源への影響のほか、海底地形の変化による漁場や操業への影響が危惧されております。例えば、ベニズワイガニのカニかご漁業では漁獲量が減少しているほか、底引き網漁業でも海底地形の変化により漁具が破損した事例もございます。また、シロエビの生息域の斜面崩壊もあり、来月から始まるシロエビ漁への影響も心配されております。

す。

このため、水産研究所では、ベニズワイガニやシロエビ等の発災後の生息状況を把握するため、1月から2月にかけて調査船立山丸による採集調査を実施いたしました。その結果、ベニズワイガニについては、1かご当たりの採集数が場所によっては約6分の1に減少しており、現在その要因を分析しているところでございます。シロエビにつきましては、1網当たりの採集数が、大型サイズのもので多少の減少が見られたものの、資源量全体としては引き続き維持されていくものと分析しております。

これらの調査結果につきましては、水産研究所の職員が関係する漁協等へ直接出向き、漁業者等に説明しております。

今後、立山丸での水中カメラによるベニズワイガニの生息密度調査やシロエビの分布調査に加え、国の予算も活用し、水中ドローン等による海底地形調査や、海底環境の変化を把握するための底質調査なども併せて行い、漁業者に適時情報提供してまいります。

次に、定置漁業権の見直しについての御質問にお答えいたします。

近年の海水温の上昇など気候変動が漁業へ与える影響が危惧されている中、例えばホタルイカ漁につきましては、以前は漁獲のピークが4月中旬から5月中旬であったものが、近年では3月下旬から4月上旬に早まるケースも見受けられ、一部漁業者からは操業時期を早めたいとの要望も聞いております。

また、今回の能登半島地震では、海底地滑りが原因と考えられる定置網の破損や流出の被害が発生しており、定置漁業の漁場周辺の地形が変化している可能性もあることから、今後、海底地形の調査なども進めながら、定置漁業権における漁場の区域などへの影響に

についても留意する必要があると考えております。

制度上でございますが、ホタルイカ定置の操業時期、あるいは定置漁業における漁場区域等の変更などにつきましては、あらかじめ県が漁業者からの要望等もお聞きした上で、漁業者と有識者、中立委員の15名で組織されます海区漁業調整委員会に諮問し、同委員会の答申を受けた後に、漁業権ごとの時期や区域等を定めた漁場計画を策定することになります。

例えばでございますが、仮に一部の地域の漁業者からホタルイカの操業時期について変更要望があり、海区漁業調整委員会に諮問する場合、委員会では、特に漁業者から様々な意見が出されることが想定されます。県としましては、科学的、客観的根拠に基づき十分な協議がなされるよう、ホタルイカの漁獲量や漁獲時期の変遷についての長期的なデータを示すなど、適切な情報提供に努めてまいります。

私からは最後になりますが、地域計画についての御質問にお答えいたします。

地域計画は、地域農業の担い手への農地の集約化等を促進するため、地域の話合いに基づき、将来の農地利用の姿を明らかにするものであり、市町村が令和7年3月末までに策定することとされております。

現在、県内237地域で担い手や農地所有者の意向把握と協議の場の設置が行われ、おおむね10年後の農地利用の姿を示した目標地図の作成などの作業を進めており、県西部を中心とした先行地域では年度内に策定される見込みとなっております。

県ではこれまでも、計画策定に当たり、市町村等に対して、制度

の理解促進に向けた説明会、研修会の開催や意見交換会における助言、他県の優良事例紹介等の支援を行っております。

これまで協議が始まった地域からは、集落営農組合の構成員の高齢化が進み、5年後、10年後の姿がなかなか見いだせないという不安や、今後の担い手の中心となる若者の意見ももっと反映すべきという意見も聞いており、合意形成は容易ではないと想定しておりますが、議員からも御発言があったとおり、農業法人をはじめ、若手農業者、兼業農家など様々な生産者が参画して、自らの地域の農業の担い手をどう確保していくか、これを膝詰めで話し合う過程そのものが大変重要だと考えております。

このため県としましては、地域の話合いが円滑に進むよう、県の農林水産公社の職員が協議の場に参画し、現在もサポートをしております。引き続き市町村を支援していきたいと思っております。さらに、集落営農組織の広域連携や経営の第三者継承の促進、とやま農業未来カレッジの卒業生などの就農受入れ体制の充実など、地域農業の担い手確保についても市町村や関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）市井土木部長。

〔市井昌彦土木部長登壇〕

○土木部長（市井昌彦）私にいただきました2問のうち、まず海岸の老朽化対策についての御質問にお答えします。

海岸における離岸堤や堤防等の海岸保全施設は、波浪から背後の市街地等を守り、県土の保全を図る重要な施設でございます。県では、その機能を将来にわたり確保していくため、令和元年6月に富

山県海岸保全施設長寿命化計画を策定いたしました。

この計画の中で、県内の全35地区海岸の健全度を区分した上で、現在、優先度の高い、施設に大きな変状が発生している「措置段階」の海岸や、沈下やひび割れが生じている「予防保全段階」の海岸で、老朽化対策に取り組んでおります。令和5年度は、土木部、農林水産部の両部を合わせ、対策が必要な12の海岸で事業を実施しております。

このうち滑川市の高月海岸では、平成30年度までに6か所、延長約83メートルにわたって堤防の断面修復やひび割れ補修等を行い、続いて令和3年度には、離岸堤の消波ブロックをかさ上げする整備に着手し、今年度最初の1基が完成し、隣接離岸堤のブロック製作も進めておるところでございます。

また、吉浦海岸では、令和3年度までに全ての護岸工、昨年度までに南側での消波工が完成し、今年度、北側の区間で新たに消波工の測量設計を実施しております。

さらに、滑川漁港海岸におきましては、昨年度、国の採択を受け、護岸の損傷が確認された漁港東側の一部区間で護岸改良の調査設計を進めております。

県といたしましては、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算も活用し、予算確保に努め、長寿命化計画に基づく離岸堤や堤防等の海岸保全施設の老朽化対策を着実に進めるなど、県土の強靱化に取り組んでまいります。

次に、工事の発注における県のマンパワー不足の解消に関する御質問にお答えします。

このたびの地震では、県西部を中心に、道路、港湾などの公共土

木施設に甚大な被害が発生したところでございます。特に被害の大きかった地域を所管する所属におきましては、当面の応急復旧や災害査定業務を現在の人員で対応することが厳しい状況となったため、昨年の大雨災害の復旧対応に続き、応援職員を出先機関相互で、また今回はさらに本庁からも派遣するなど、土木部全体で対応する体制をしいておるところでございます。

また、今回の地震災害を通じ、災害に強い強靱な県土づくりの必要性が改めて認識されたことから、県では新年度予算案に、地震による災害復旧費と併せ、前年同規模となる防災対策の経費を盛り込んだところでございます。

このうち、本日も国の現地査定が行われている公共災害の112か所をはじめとする被災箇所の本格的な復旧には相当の期間を要すると見込んでおります。この災害復旧業務を通常業務と並行して進めるためには中長期にわたってマンパワーが必要であると考えており、議員御提案のとおり、現在、総務省を通じて全国の都道府県に4月以降の本県への応援派遣を要請しておるところでございます。

県といたしましては、被災した公共土木施設の早急な復旧に努めるとともに、引き続き、最前線で業務に当たる土木センター等の出先機関をはじめ、土木部が一丸となって社会資本整備を着実に進め、県民の安全・安心な暮らしの実現に向け、努めてまいります。

以上です。

○副議長（奥野詠子）武隈危機管理局長。

〔武隈俊彦危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（武隈俊彦）私からは、消防団の屯所についての御質問にお答えします。

県内の消防団屯所につきましては現時点で336か所ありまして、そのうち9か所が津波ハザードマップの津波災害警戒区域内に設置されております。また、設置場所の選定は、消防分団からの推薦や未利用公有地の活用、地域住民の意向などを勘案し、各市町村で決定されております。

屯所の設置につきましては、東日本大震災の教訓などを踏まえ、平成26年3月に消防庁から通知が発出されておりました。その中で、想定される災害による影響が比較的少ない場所や、沿岸部については津波浸水想定地域を避け高台に設置するなど、消防団の拠点施設の整備に係る考えが示されておるところでございます。

また、県の地域防災計画でも、行政関連施設等は浸水の危険性の低い場所に設置するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、津波に耐えられるよう、建築物の耐浪化などを図る旨を明記し、市町村にもこの方針を示しております。

今回のような津波を伴う災害に適切に対応するためには、災害時の地域活動の拠点である消防団屯所の安全を確保することがまずは重要であると考えております。

県では今回の地震を受けまして、「災害対応・危機管理体制の連携・強化」を来年度のワンチーム会議の連携推進項目に加えることとしております。この協議の中で、消防団屯所につきましても課題の一つとして、どのような対策を講じることができるかなどにつきましまして、整備主体である沿岸市町の事情なども丁寧にお聞きしながら話し合っておりまいます。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）中谷商工労働部長。

〔中谷 仁商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（中谷 仁）私からは、いわゆる年収の壁対策についてお答えをいたします。

県内の有効求人倍率が1.43倍と引き続き高い水準にありまして、県内中小企業の人材確保が課題となっております。こういった中で、議員御指摘のとおり、被扶養者のパートタイム従業員等の方にもいわゆる年収の壁を意識せずに働いていただける環境づくりへの支援が重要であると考えております。

県としましても、これまで働く時間の抑制につながっている社会保険制度の見直しについて、全国知事会と連携し、国に働きかけてきたところでございます。

議員から御紹介ありましたとおり、昨年10月に開始されました国の年収の壁・支援強化パッケージにおきましては、106万円の壁の対応について、パートタイム従業員の方が社会保険に加入をされても手取り収入が減らないよう事業主が手当を支給するといった取組を行った場合に、非正規雇用労働者の処遇改善の取組を支援いたします国のキャリアアップ助成金において、これを支援する新たなコースが追加されております。

県としましても、これと連携をして、11月補正予算において、国の助成金に沿った非正規雇用労働者の処遇改善の取組に県からも奨励金を支給いたしますキャリアアップ奨励金に、年収の壁対策の新たなコースを追加したところでございます。労働局のチャンネルを超えて、国、県両制度の利用促進を図っていくこととしております。

また、130万円の壁につきましても、国のパッケージにおいて、

収入が一時的に上がったとしても、事業主の証明により引き続き配偶者の扶養に入り続けることができる措置が講じられております。引き続き、県及び国の支援策について、支援を必要とする企業に活用いただきますよう、労働局とも協力をし、制度の一層の周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）私からは、官民連携・規制緩和の推進についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域課題の解決、事業の創出には、幅広い民間事業者の方々との対話を行った上で、効果的な官民連携・規制緩和を推進することが不可欠であります。このため令和4年に、県庁の正面を入った場所に、官民連携・規制緩和デスクを設置いたしました。

また、令和5年度からは、官民連携により地域課題解決に向けた市町村との意見交換の場を設けますとともに、知事をトップといたします官民連携・規制緩和推進本部を設けまして、庁内関係部局が一体となった取組を強化しております。

この結果、これまで890件余り、1日平均にしますと大体2件の対話を行いまして、その内容を関係部局や市町村等と共有いたしまして事業化に向けて取り組んでおります。具体の成果といたしましては、新たに、NTTドコモ、富山グラウジーズなど7社・団体との包括連携の協定につなげまして、包括連携の協定者は合計23となっております。

また、規制緩和といたしましては、こども食堂の開設に係ります食品衛生法に基づく営業許可手続の簡素化などを進めました。さらに、水素エネルギー活用の産学官連携プロジェクトやプレイアースパークプロジェクトなどの、民間プロジェクトの事業化を促進しております。

さらに、高岡市のほうで県が管理いたしております国定公園の民間活力の導入に向けまして、来年度にサウンディング調査に向けた準備が進むなど、様々な分野での成果が繋がっているものと考えております。

令和6年度には県が抱える行政課題を取りまとめまして、民間の事業者の方にお示しし、連携することによって、民間の新たな技術ですとか解決策を導入いたします民間提案制度を創設することとしております。

今後とも、民間の方々の距離感を縮めながら、民間活力の導入、規制緩和に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（奥野詠子）松井こども家庭支援監。

〔松井邦弘こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（松井邦弘）私からは、2つの御質問についてお答えをいたします。

まず、病児・病後児の広域受入れ体制の整備についての御質問にお答えいたします。

病児・病後児保育の広域受入れについては、これまで市町村により対応が異なり、広域受入れをしていない市町村の保育施設では、居住地外からの利用に係る運営費が交付されず、施設側が保護者の

利用料のみで受け入れることもあります。また、広域受入れをしている市町村では、居住地外からの利用に係る運営費を負担していることもあり、市町村間の公平性の観点から課題となっているところがございます。

このため、今年度は市町村と広域化に向けた仕組みや運用等について協議を行ってきており、今のところ10の市町が参加する方向で、本年7月の開始に向けて準備を進めているところがございます。

また、市町村間の公平性を確保するため、利用人数に応じた協定金の精算制度を導入することとし、県は協定金の確定や市町村への通知などの支援を行うこととしております。

なお、富山広域連携中枢都市圏内の5つの市町村では、既に圏域内で精算制度を行わない広域受入れを実施されておりまして、また、現状では市町村の受入れ数を見込めないことなどから、今回の県全域での協定金の精算制度を導入した広域受入れには参加されないとのことでございます。

来年度に実施する広域受入れ数による利用実績や運営状況、その成果、課題等について定期的に取りまとめ、市町村と共に情報共有しまして、また、各市町村の実情を十分に聞きながら継続して協議を行いまして、よりよい広域受入れ体制となるよう取り組んでまいります。

次に、放課後児童支援員の研修についての御質問にお答えをいたします。

発達障害児への対応などを学ぶ機会として、まず、放課後児童支援員の資格取得研修において、発達障害児について取り扱いました「障害のある子どもの理解」や「障害のある子どもの育成支援」と

いった必須の科目がございます。それから、支援員が行う支援を補助する補助員の養成研修もございまして、「子どもの障害」といった必須の科目もございます。

また、臨床心理士や県発達障害者支援センター職員などを講師とした発達障害児支援研修を定期的を実施しており、放課後児童支援員などの資質向上を図っているところでございます。

さらに、発達障害児への適切な対応や支援スキルの向上を学ぶ研修として、県内外の大学から発達障害関係の専門講師を招きまして、初任者と中級者向けの2つのコースで実施していますほか、心理カウンセラーが発達や行動に気がかりのある子供が在籍する放課後児童クラブに派遣されまして、現場で実際の子供の様子を見ながら、放課後児童支援員などに対してきめ細かな指導助言を行っているところでございます。

今後、より多くの放課後児童クラブの職員などに受講していただけるよう、市町村と連携しながら、様々な研修内容や実施日などについて丁寧な周知や広報に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）以上で大門良輔議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後2時37分休憩

---